

社会福祉法人 和 習 会

役員等の報酬並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人 和習会（以下「法人」という。）の定款第24条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、定款第5条及び第17条に基づき置かれる理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 費用とは、理事会及び評議員会等に参加するための交通費、職務の遂行に伴う旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員に報酬等を支給することができる。

- 2 役員等の報酬については、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給することができる。
- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合においても報酬等を支払うことができる。

(報酬等の額)

第4条 役員等の報酬等の額は、別表1に定めるものとする。

- 2 理事に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、1項において定める報酬として支給することができる。
- 3 監事に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、1項において定める報酬として支給することができる。
- 4 評議員に対して、各年度の総額が350,000円を超えない範囲で、1項において定める報酬として支給することができる。

(兼務役員等)

第5条 施設の職員を兼務する役員等は、第4条の報酬を適用しない。ただし、職員給与の業務手当に、役員等兼任手当として月額20,000円を加えて支給する。

(支給日)

第6条 役員等の報酬は、出席等の事実に基づき支給する。

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(費用)

第7条 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、その実費を支払うものとする。

(公表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別途定めるものとする。

附則

この規程は平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は平成29年 6月28日から施行する。

別表1 役員等の報酬

理事会及び評議員会等の出席等の都度 一人一律 10,000円